

上尾市議会議員政治倫理条例をここに公布する。

令和 2 年 1 0 月 9 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 4 1 号

上尾市議会議員政治倫理条例

上尾市議会は、平成 2 9 年 1 0 月の議長逮捕を踏まえ自ら議会改革を推し進め、議会の権能を更に高めていくことを決意し、議員は住民の代表であることを自覚し、議員と市民との信頼関係の確立に向け、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、上尾市議会議員（以下「議員」という。）が、その職務が市民の信託によるものであることに鑑み、市民全体の奉仕者であることを認識し、その権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう議員倫理に関する基準を定めるとともに、必要な措置を講ずることにより、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第 2 条 議会は、市民の意見及び要望に真摯に耳を傾け、市政の共同運営者として政策を提案し、条例、予算等を議決し、及び市政運営が適正に行われているかを点検し、監視する。

(議員の責務)

第 3 条 議員は、市民から負託を受けた者として、自らの役割を深く自覚し、品位と名誉を守り、その使命の達成及び倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使するよう働きかけを行ってはならない。

2 市民は、主権者として自覚を持ち、自らも市政を担い、共に公共の利益

を実現するために積極的に市政運営に参加する。

(議員倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる議員倫理に関する基準（以下「議員倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市政への不信を招くことのないよう品位及び名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に対して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) その権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う工事等の請負契約（下請負に係るものを含む。次条第1項において同じ。）、業務委託契約及び物品納入契約並びに指定管理者の指定に関し、特定の業者が有利となる取り計らいをしないこと。
- (4) 人事（職員等の採用、昇任、降任及び転任をいう。）の公正を害する行為を行わないこと。
- (5) 職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 補助金等の不正な受給に関与しないこと。

(市の契約に対する遵守事項)

第6条 議員、その配偶者若しくは当該議員の一親等内の血族若しくは同居の親族が経営する企業又は議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害その他の特別な事情が生じ、それに対応するときは、この限りでない。

2 前項に規定する「議員が実質的に経営に関与する企業」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 議員がその経営方針に関与している企業
- (2) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

3 第1項の規定に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

4 前項の辞退届は、議員の任期開始の日又は当該事実の発生した日から起

算して30日以内に市長に提出するものとし、その写しを上尾市議会議長（以下「議長」という。）に送付しなければならない。

（上尾市政治倫理審査会による調査等）

第7条 議長は、上尾市長等政治倫理条例（令和2年上尾市条例第36号）第11条に規定する上尾市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に、市長を通じて次に掲げる職務を行わせるものとする。

(1) 次条第1項の規定による請求に係る調査を行い、その結果を報告すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、議員に係る政治倫理の確立を図るため、諮問を受けた事項について調査し、若しくは答申し、又は建議すること。

（調査の請求）

第8条 市民又は議員は、次に掲げる事由があると認めるときは、市民にあっては公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において上尾市の選挙人名簿に登録されている者の総数の500分の1以上の連署をもって、議員にあっては議員の定数の3分の2以上の連署をもって、議長に調査を請求することができる。

(1) 議員が議員倫理基準に違反した疑いがあるとき。

(2) 議員が市の契約に対する遵守事項に違反した疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査を請求しようとする者は、同項各号に掲げる疑いがあることを証する資料を添付した調査請求書を議長に提出しなければならない。

3 議長は、第1項の規定による調査の請求があったときは、市長を経由して、審査会による調査を求めなければならない。

（調査協力義務）

第9条 議員は、審査会の調査に協力しなければならない。

2 議員が審査会の調査に協力しなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、審査会は、調査報告書にその旨を記載しなければならない。

（審査会の調査結果）

第10条 審査会は、第8条第3項の規定による調査を求められた日から100日以内に、調査の結果について調査報告書を作成し、市長を経由して、

議長に報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに調査報告書の写しを請求した者の代表者及び調査の対象となった議員に送付するとともに、当該調査報告書を市民に公表しなければならない。

(調査結果の尊重)

第11条 議会は、審査会の調査報告書において、調査の対象となった議員が議員倫理基準及び市の契約に対する遵守事項に違反したと認められるときは、これを尊重して、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(説明会の開催等)

第12条 議員は、次に掲げる場合において、引き続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会（以下「説明会」という。）の開催を議長に請求することができる。この場合において、第3号に該当する議員が説明会の開催を請求することができる期間は、判決のあった日から30日を経過した日以後20日以内とする。

- (1) 議員が、刑事犯の容疑により逮捕された場合
- (2) 議員が、刑事犯の容疑により起訴された場合
- (3) 議員が、刑事犯で1審有罪判決の宣告を受けた場合

- 2 議長は、前項の規定による請求があったときは、説明会を開催しなければならない。

- 3 市民は、第1項各号のいずれかに該当する場合であって、説明会が開催されないときにおいて、議員が引き続きその職にとどまろうとするときは、公職選挙法第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において上尾市の選挙人名簿に登録されている者50人以上の連署をもって、説明会の開催を議長に請求することができる。

- 4 議長は、前項の請求があったときは、説明会を開催しなければならない。この場合において、議員は、説明会に出席し釈明しなければならない。

- 5 市民は、前項の規定により開催された説明会において議員に質問することができる。

(刑の確定後の措置)

第13条 議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197

条の4まで及び第198条に規定する罪並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に規定する罪その他職務に関連する犯罪により有罪判決の宣告を受け、刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、当該議員は、辞職するものとする。

（議長職務の代行）

第14条 議長が第8条第1項又は第12条第1項若しくは第3項の規定による対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに当該対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行うものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第11条まで及び次項の規定は、上尾市長等政治倫理条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（上尾市長等政治倫理条例の一部改正）

2 上尾市長等政治倫理条例の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 審査会は、前項各号に掲げる職務のほか、上尾市議会議員政治倫理条例（令和2年上尾市条例第41号）第7条各号に掲げる職務を行う。

（検討）

3 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。